

令和 3 年度 社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会事業計画

〈 基本的考え方 〉

○新型コロナウイルス感染症の影響によって、昨年度は、2 度にわたり緊急事態宣言が発令されました。ワクチンの接種も始まりましたが、まだまだ先が見通ない状況が今年度も続くことが見込まれています。

○その一方で、国は、感染症拡大の局面で現れた国民の意識や行動の変化などの新たな動きを後戻りさせず社会変革の契機として、「新しい生活様式」の実践による「新たな日常」（ニューノーマル）への対応を求めています。

○新型コロナは、日々との生活に様々な影響を及ぼしましたが、格差拡大による貧困の増加、接触機会減少による孤独・孤立の問題等、生活・福祉課題が浮き彫りにされ、深刻さが増しています。本会としては、これら課題をしっかりと受け止め役割を果たしていくことが必要です。「ウィズコロナ・ポストコロナ」などと言われる感染症の存在を前提とした社会を見据えた事業運営への転換が必要と考えます。

○一方、少子高齢化が進行する中で、人口減少社会を迎え社会保障の持続可能性の確保が重要課題となっており、その中で住民の主体的なかわりと一人ひとりの助けあいを基盤に誰もがそれぞれ役割をもち主体的に地域に参加する「地域共生社会の実現」が求められています。

○今後、「新たな日常」への対応を進めつつ、人と人とのつながりを大切にしながら本会の理念である地域共生社会の構築に向け、これまでの事業活動を継続発展させ、「出かける」「つなぐ」「創る」に表した本来の取り組みをさらに進め、市町村社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉法人・施設はもとより、幅広い福祉関係者とのネットワークを活かし事業を進めなければなりません。

○本年度は、本会設立 70 周年を迎えますが大阪府社協の在り方を改めて問い直すことが必要です。そのことを踏まえながら事業展開するにあたっては、本会の第 2 期地域福祉活動計画（2020 年－2024 年）と本年度が最終年度となる中期的財政基盤確立計画（2019 年～2021 年）のもとに次の 5 点を重点課題として関連の取り組みを進めます。

〈 重点事業 〉

1. 府域での公益的な活動の推進と市町村域での福祉施設と社協、民生委員・児童委員をはじめとした地域関係者との連携の推進支援

- ・地域住民の複合、複雑化した支援ニーズに対応する「包括的支援体制」の

構築が求められている中、地域の生活課題に関わる社会福祉事業を着実に推進しながら、積極的に社会福祉法人の役割を発信します。

特に社会福祉法人（施設）が地域住民から期待され地域福祉の拠点となるよう「大阪しあわせネットワーク」と「地域貢献委員会（施設連絡会）」の連携を進めるとともに、市町村社協や民生委員・児童委員とのさらなる連携を図り、総合生活相談から緊急支援、中間的就労や孤立を防ぐための居場所づくり、子育て支援、フードバンク事業やコンビニ店の商品寄贈協定等民間からの協力を得た支援など、大阪の特色を活かした取組みを一層充実、発展させセーフティネットの構築を進めます。

2. 福祉現場における人材確保と福祉の魅力発信

- ・介護福祉士、保育士等への修学資金、就職準備金等制度の活用を促進するとともに業務システムの適正かつより効果的な運用を進めます。

また、求人・求職に有効な広報活動等適切な情報提供を進めマッチングの向上に努めます。

- ・現場職員の処遇改善を進めるため、加算対象となる研修の実施や、キャリアパス整備のための研修の充実を図るなど、種別部会と連携・協働しながら離職防止と階層ごとの専門性の高い人材養成を進めていきます。

また、社会的孤立や虐待、ダイバーシティなど今日的な課題をテーマとした研修を実施します。

- ・大阪府教育庁と連携し、若年層に向けた保育・介護の仕事・福祉の魅力発信に取り組むとともに、幅広い世代、関係者に向けた広報力を向上させます。

- ・なお、事業実施にあたっては、コロナ感染状況を踏まえた対応をとるとともにより効果的なものとするため、事業のあり方や実施方法等の見直しを進めます。

3. 生活福祉資金特例貸付の償還管理体制の確保と安定運用

- ・生活福祉資金特例貸付期間の終了に伴う債権管理については、従来の活動に支障が生じないように、債権管理に関する業務の外部委託や事務体制の強化など償還免除をはじめとする債権管理の適正かつ安定的運用に努めます。

あわせて、貸付終了後なおも支援が必要な場合には支援の途切れがないよう他制度との連携を推進します。

4. 第 2 期地域福祉活動計画の推進に向けた中期的財政基盤確立計画の確実な実施

- ・「中期的財政基盤確立計画」に基づき、事務事業や組織人員体制について引き続き見直しを進め、府域における地域福祉推進団体としての機能強化を図り、第 2 期地域福祉活動計画の推進力・実行力を高めます。

5. 災害時(感染症対策含む)における支援体制の強化

- ・社会福祉施設における新型コロナウイルス感染症の発生、拡大を低減するため大阪府と締結した「社会福祉施設等の応援職員派遣に関する協定」に基づき、施設の運営に必要な職員の確保が困難な場合に備えた施設間相互による職員支援体制の強化を図るとともに感染症を含む災害時に施設において必要とされるサービスが継続できるよう府内社会福祉施設における BCP（事業継続計画）や受援計画の策定を推進します。

- ・一昨年のお阪北部地震、台風 21 号被害での支援活動を踏まえ、市町村社協連合会と府社協で締結している協定に基づく災害ボランティアセンター運営支援者の養成やフォローアップ研修の充実を図ります。

また、災害時に備え情報インフラの整備や広域ネットワークによる連携を強化するとともに、災害発生時の対応力をあらかじめ強化する常設の災害ボランティアセンターの設置を引き続き目指します。

総務企画部

ウィズコロナのもとで、各種事業が停滞することなく遂行できるよう、ICT(情報通信技術)や IOT(もののインターネット)等の導入を推進し、事業のオンライン化、情報システムの再構築を進める。

そのために職員の育成に注力するとともに、働き方改革の動向を踏まえた適切な雇用環境の整備を通して、多様性を認めあえる組織作りをめざす。

また、今年度は法人設立 70 年の節目にあたるため、本会の軌跡を振り返りつつ未来志向をもって記念事業に取り組み、次の 10 年に向け中期的財政基盤確立計画の達成状況を踏まえ、持続的・安定的な財政基盤の確立に向けた対策を立てる。

<総務企画グループ>

1. 法人運営と法人基盤の強化

- (1) コンプライアンスを徹底した法人運営
- (2) 会員制度の充実
- (3) 中期的財政基盤確立計画の評価と見直し (3 年目／3 年間)
- (4) 第 2 期地域福祉活動計画の進捗管理 (2 年目／5 年間)
- (5) 事務事業のデジタル化 (業務ツールの導入) と推進のための環境整備
- (7) 災害に備えた防災減災への取組と日頃からの支援ネットワーク構築
(地域福祉部、施設福祉部と共同)
- (8) 指導センター長期修繕計画の策定と改修工事の着実な実施
- (9) 貸会議室の利用促進

2. 働き方改革に応じた雇用環境の整備、人事管理の充実

- (1) 総職員数等を勘案した採用活動の実施
- (2) 広域福祉を支える人材の育成 (個々のスキルアップとマネジメント力の強化)
- (3) 多様性を尊重する意識醸成とハラスメント防止の推進
- (4) 時差出勤の導入と勤怠管理のデジタル化に向けた検討

3. 情報発信と提言活動

- (1) 機関紙、ホームページ、SNS 等による情報発信の充実
- (2) 大阪府等に対する施策提言
- (3) 大阪府社会福祉大会 (11 月) の開催-設立 70 周年、共同募金運動 75 周年記念大会-
- (4) 法人設立 70 周年記念事業の実施
- (5) バリアフリー2021 (8 月) の開催

4. 基金事業と助成事業の運営

- (1) 既存基金の再編等による大阪地域福祉推進基金（仮称）創設と、助成事業の運営
- (2) 共同募金運動の推進

5. 介護サービス情報の公表事業の実施

- (1) 介護サービス情報の収集と公表及び手数料の代行徴収
- (2) 介護サービス情報の活用に向けた検討

6. 損害保険代理店業務の実施

- (1) 会員向け団体制度の充実と集団扱等の法人契約の推進強化
- (2) 顧客・新商品の開発推進
- (3) 代理店業務を通じた自主財源確保の強化

<経理室>

I 安定的な法人運営ならびに法人基盤の強化

[目標]

- ◎ 適正かつ円滑な経理事務を行い、財政基盤の強化に向けた取り組みを実施する。
- ◎ 法定監査（会計監査人）の導入に向けて準備し、内部統制を強化する。

1. 適正かつ円滑な経理事務の執行

- (1) 予算に基づく管理・年間スケジュールに基づく計画的な執行
- (2) 経理マニュアルに基づく経理事務の適正な執行
- (3) 事業部署が実施する市町村社協等対象の会計研修ならびに諸会議への協力

2. 内部けん制の確立

- (1) 事業部署への指導、点検強化と「取引実績」等について確認調査の実施

3. 財政基盤の強化

- (1) 決算からみた財政状況の分析ならびに自主財源確保策の実施
- (2) 各種基金等の一元管理に伴う資金運用等の充実強化

4. 法定監査（会計監査人）導入に向けての対応準備・内部統制の強化

- (1) 法定監査（会計監査人）導入に向けての内部統制の整備・運用、社会福祉法人会計基準などの各種法令基準に基づく会計処理の点検

地域福祉部

地域共生社会の実現にむけて重層的な支援体制の整備が進められる中で、地域福祉を推進してきた社協がその「協働の中核」を担うことが一層求められている。小地域ネットワーク活動や CSW 等による総合相談機能の強化など、社協の有するネットワークを基盤に多機関多職種と協働した取り組みが一層進められるよう支援していく。

また、既存の地域ネットワーク等を活用し、府域における高齢者・障がい者の権利擁護体制を総合的に推進し、市町村や市町村社協、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所等に対して専門的支援を行うとともに、地域における成年後見制度利用促進の基盤整備を支援し、新たに社会福祉法人による法人後見を推進する。

さらに、地域の福祉力を高めるため、府内の地域貢献委員会（施設連絡会）の組織化および活性化を図るとともに、大阪しあわせネットワークとの連携強化を促進し、地域や社協、民生委員・児童委員、福祉施設等との連携した課題解決の仕組みづくりを進める。

災害時における活動支援のための人材育成や広域ネットワークの連携強化を図るとともに、平時から防災・減災の基盤整備を行う常設の「災害ボランティアセンター」設置をめざす。

<地域福祉グループ>

I 地域福祉の推進

[目標]

◎多職種協働／重層的支援体制構築に向けた社協の役割に関する研究の推進

1. 小地域ネットワーク活動等の充実

(1) 地域福祉推進のための協働実践の推進

- ①テーマ別（小地域福祉活動や当事者組織支援、福祉教育推進など）の会議・研修等の開催
- ②地域での連携した見守り支援の推進
- ③コロナ禍での新たな生活様式を取り入れた地域福祉の情報収集・研究

(2) 人材養成の強化

- ①コミュニティワーカー人材養成の充実
- ②地域福祉活動リーダー及びボランティア等の担い手養成

(3) 地域福祉構築・発展のための事業および財源確保の検討・要望活動の推進

2. 市町村社協の取組支援

(1) 市町村社協組織強化の支援

- ①担当者および部課長会議、町村社協会議などの実施
- ②管理職（事務局長・中間マネジャー層）の人材育成

- ③人材確保に向けた取り組みの推進強化
- ④生活困窮者支援を通じた地域づくりにともなう組織強化

- (2) ICT を活用した地域福祉活動支援ツールの拡充
- (3) 大阪府市町村社会福祉協議会連合会への事務局支援
- (4) 当事者組織の運営および組織化支援
- (5) 大阪府市町村社協職員共済会の運営協力
- (6) 市町村社協概況調査の実施(VC 含む)

Ⅱ. 地域貢献委員会(施設連絡会)活動の推進

[目標]

◎地域貢献委員会(施設連絡会)の充実・活性化(設置目標:全市町村)

1. 地域貢献委員会(施設連絡会)の設置と組織化支援

- (1)地域貢献委員会(施設連絡会)の組織化支援
- (2)市町村の包括的支援体制の構築における地域貢献委員会活動の位置づけの明確化に向けた研究(社会福祉法人の取組を活かした地域福祉のあり方研究会)

<権利擁護推進室>

I. 地域権利擁護総合推進事業の実施

[目標]

◎権利擁護支援の地域連携ネットワークの整備、中核機関設置に向けた支援を行う

◎広報、相談、成年後見制度利用促進、後見人支援の各機能の具体化を図る

- (1) 市町村における成年後見制度の利用促進に係る体制整備・受け皿確保への支援
 - ・関係機関との連携体制強化に向けた支援
 - ・適切な制度利用促進のための支援
 - ・社会福祉協議会や社会福祉法人が実施する法人後見事業に関する支援
 - ・日常生活自立支援事業から成年後見制度への円滑な移行に向けた研究
- (2) 権利擁護相談に係るスーパーバイズ機能
 - ・困難事例を抱える関係機関等に対する電話や来所等の相談
 - ・弁護士と社会福祉士による専門的観点からの面接相談
- (3) 成年後見制度、権利擁護の関係機関・団体等に関わる人材の資質向上
 - ・市町村や権利擁護関係機関における成年後見制度実務のスキルアップ支援
- (4) 成年後見制度並びに権利擁護に関する普及啓発
 - ・成年後見制度・市民後見人養成等、権利擁護に関する啓発セミナー等の開催
 - ・社会福祉法人による法人後見活動への職員養成研修の実施及び受任調整等

Ⅱ. 市民後見人養成・活動支援事業（権利擁護人材育成事業）の実施

[目標]

- ◎ 市民後見人の養成、活動支援を行い、受任促進に努める
- ◎ 事業実施市町への支援と新たな実施市町村の拡大を図る

- (1) 市民後見人の養成、バンク登録の実施
- (2) 市民後見人の受任調整及び活動支援
- (3) 市民後見人バンク登録者研修、受任者懇談会等の開催
- (4) 企画会議の開催
- (5) 専門相談担当者、家庭裁判所等連絡会の開催
- (6) 大阪府・大阪市・堺市及び各社協との合同事務局会議の開催
- (7) ショートムービーの活用等による市民後見人活動の普及啓発

Ⅲ. 日常生活自立支援事業の実施

[目標]

- ◎ 大阪府・市町村社協と連携し、必要な場合の成年後見制度への円滑な移行並びに、待機者減少に向けた効果的な取り組みを促進する

- (1) 実施機関の実地調査及び改善状況の確認
- (2) 専門員及び生活支援員のスキルアップ研修や担当学会議の定期開催
- (3) 利用者の意思能力の審査等を行う契約締結審査会の開催
- (4) 運営適正化委員会・運営監視小委員会への事業報告等
- (5) 待機者解消に向けた効果的な取組みの促進
- (6) 制度改善を目的とした検討及び全社協、国への働きかけ

＜ボランティア・市民活動センター＞

I 福祉教育・ボランティア学習の推進

[目標]

- ◎ 社協の総合力・強み・柔軟性を活かし、コロナの状況下での各市町村社協ボランティアセンターの機能強化をはかるため、市町村社協ボランティアセンターとの連携を強化し、ボランティアのすそ野拡大とともにさまざまな関係団体とのネットワークを広げる。

1. 市町村社協ボランティアセンターへの支援

- (1) 市町村社協ボランティアセンター組織強化（「質的な深まり」と「量的な広がり」）
 - ・ ボランティアセンター担当職員会議の開催及びブロック担当者会議への参加
 - ・ ボランティアセンター概況調査の実施
- (2) 人材養成

- ・各種研修会の実施

2. 福祉教育・ボランティア学習・体験事業の実施

(1) ボランティア活動への参加促進

- ・夏のボランティア体験プログラムの拡充支援
- ・「介護等の体験」調整事業の実施、福祉施設・大学等との連絡調整
- ・福祉教育の推進（総合的な福祉教育実践研究会の実施）

(2) ボランティア活動の広報 PR

- ①「ふくしおおさか（府社協機関紙）」でのボランティア情報コーナー
「ボランティア OSAKA」における情報発信
- ②ボランティア市民活動センターのホームページの積極的な活用と Facebook
の運営
- ③共同募金の広報支援

3. 新たなボランティア・市民活動の情報収集と支援

(1) 地域包括ケアシステム構築や新しい総合事業への移行に向けた支援

- ・社協生活支援コーディネーターや生活支援サービス等に対する支援
- ・大阪ええまちプロジェクトとの連携促進

(2) 生活課題解決に向けた新たなボランティア・市民活動についての情報収集・発信 （生活困窮者自立支援制度、市民後見人養成、民生委員・児童委員との協働等）

4. 大阪府ボランティア・市民活動センターの運営

(1) 大阪府ボランティア・市民活動センターの運営

- ①ボランティア・市民活動センター運営委員会の開催

(2) ネットワーク支援

- ①市町村ボランティア連絡会への支援
- ②大阪府下避難者支援団体等連絡協議会への参画

(3) 多様な当事者・介護者の支援

- ①交流会等の開催

(4) 保険の運営、助成金等の斡旋

- ①ボランティア保険の運営および制度充実に向けた検討
- ②ボランティア団体、NPO 等への助成金情報等の提供
- ③大阪府地域福祉振興助成金申請受付業務の実施

＜大阪府民生委員児童委員協議会連合会＞

I 民生委員・児童委員活動の推進支援

[目標]

◎民生委員・児童委員による地域に根ざした見守りと相談支援活動の推進

◎民生委員・児童委員の担い手確保・活動環境改善に関する取り組みの推進

1. 住民の立場に立った民生委員・児童委員活動の推進支援

- (1)地域共生社会における地域に根ざした相談支援活動の推進
- (2)民生委員・児童委員の担い手確保と活動環境の改善
- (3)民生委員・児童委員活動の意義とやりがいを伝える PR 活動の推進
- (4)子ども・子育ての課題に応える児童委員・主任児童委員活動の推進

2. 「民生委員・児童委員の担い手確保・活動環境改善事業」の推進

- (1)「民生委員・児童委員の担い手確保・活動環境改善に関する調査研究事業」の結果を踏まえた担い手確保や活動における負担経営減をはじめとした活動環境の改善の推進

＜部署内連携＞

災害時支援体制の整備

[目標]

◎新しい生活様式に基づく府域・市町村域での基盤整備、平時からのネットワーク化を支援する

1. 災害ボランティア支援の取組

- (1)災害時の福祉救援ボランティア支援体制の整備
 - ①市町村社会福祉協議会災害担当職員会議の開催
 - ②災害ボランティアコーディネーター研修会の実施
 - ③府域の多様な主体とのネットワークづくり（行政・NPO等・社協との三者連携）
 - ④市町村社協を中心とした市域の多様な主体とのネットワークづくり
 - ⑤シミュレーション等への協力
 - ⑥「災害時における大阪府内社協間災害ボランティアセンター運営支援者に関する相互支援協定書」に基づく災害ボランティアセンター運営支援者の養成
 - ⑦「災害時における大阪府内社協間災害ボランティアセンター運営支援者に関する相互支援協定書」にもとづく災害 VC 運営支援者の養成とスキルアップ
 - ⑧ICT を活用した災害支援体制の構築（eコミュニティ・プラットフォームの実証）
 - ⑨令和3年度近畿ブロック社協災害支援研修への協力
- (2)常設の災害ボランティアセンターの設置に向けた要望活動等

生活支援部

生活福祉資金貸付事業については、新型コロナウイルス感染症特例の貸付および償還準備の円滑な実施に取り組み、今後増加が予想される生活に困窮する方を支援するため、生活困窮者自立相談機関との連携をさらに進め、市区町村社協や民生委員の方々と共に地域生活を支えるセーフティネットとしての役割を担っていく。

また、債権管理や整理については、既に終了した貸付債権の整理等とともに、効果的、効率的な債権管理の推進をめざす。

生活困窮者自立支援事業については、生活福祉資金や就労分野など幅広い諸制度と連携した展開が求められる中、府内社協における包括的な支援体制強化を推進すると同時に、町村部における事業推進についても相談窓口や具体的事業の実施や今後のあり方についても検討を進めるとともに両制度の安定的な予算確保に向けて、全社協および厚生労働省、大阪府に対しより積極的な働きかけを行う。

〈福祉資金グループ〉

I 生活福祉資金貸付事業等の推進

[目標]

- ◎生活困窮者自立支援事業との連携を図り、借受人の自立に向けた総合的な支援体制を構築する
- ◎適正な債権管理の推進（償還促進、不良債権の整理、不正事案に対する法的対応等）により、償還率の向上を目指す

1. 生活福祉資金貸付事業の実施

- (1) 福祉資金・教育支援資金・不動産担保型生活資金の適正な貸付
- (2) 総合支援資金・緊急小口資金の適正な貸付
- (3) 窓口業務を担う市区町村社協の事務費、人件費の確保に向けた取り組みの強化
- (4) 民生委員・児童委員との連携体制の強化
- (5) 債権整理班による督促およびコールセンター、コンビニ決済等債権管理業務の推進
- (6) 不良債権の計画的整理の促進
- (7) 顧問弁護士及び警察との連携による悪質債権に対する法的対応（告訴等）の実施
- (8) 生活困窮者自立支援事業の連携体制の強化
- (9) 徴収不能引当金額の適切な把握と適正な償還免除の実施
- (10) 臨時特例つなぎ資金の適正な貸付
- (11) 市町村社協訪問を実施し、連携体制を強化
- (12) 新しい貸付資金の長期訓練生計費の適切な実施

2. 債権整理の推進

- (1) 生活福祉資金及び小口生活資金等の適正な債権整理の推進と償還対策強化

- (2) コロナ特例貸付の償還、償還免除に向けた体制強化
- (3) 身体障害者更生資金特別貸付金の債権整理の実施
- (4) 震災貸付資金の債権整理の推進

〈生活困窮者支援グループ〉

I 生活困窮者自立支援事業の推進

[目標]

- ◎ 自立相談、家計改善や就労支援など包括的な支援体制の推進を図る。
- ◎ 社協として総合的な支援を強化する。具体的には福祉資金や権利擁護事業による生活支援、大阪しあわせネットワークや地域貢献委員会との連携した就労等支援、また学習支援や居場所づくりなど日々の見守りの活動等充実をめざし地区福祉委員会やボランティアセンターとの強化を図る。

1. 生活困窮者自立支援事業の実施

- (1) 府内社協における総合的支援展開の実践促進に係る事業実施
- (2) 府内郡部における生活困窮者自立支援事業の適正な実施および町村社協との協働の促進
- (3) 広域就労支援事業と一体となった就労及び就労体験の事業所の開拓
- (4) ひきこもりのアウトリーチ支援および居場所づくりなど就労準備支援メニューの開発と実施（新）
- (5) 学習支援教室（オンライン教室含）や家庭訪問型支援の取組など学習支援メニューの開発と実施
- (6) FP（ファイナンシャルプランナー）による専門相談や無料法律相談等活用した家計相談支援事業の推進
- (7) 共同募金を活用した就労支援や学習支援等の事業促進

〈野宿生活者支援グループ〉

I ホームレス支援の推進

[目標]

- ◎ 行政・関係機関との連携に基づき、ホームレス総合相談事業による巡回相談事業、生活一時支援事業（緊急シェルター事業）等の適切な実施に務める。
- ◎ 地域における定着・安定した自立生活継続のためのアフターフォロー等を実施する。

1. ホームレスに対する自立支援

- (1) ホームレス総合相談事業の受託による巡回相談事業の実施
- (2) 巡回相談事業にかかわる弁護士や精神保健福祉士等との連携
- (3) 生活一時支援事業（緊急シェルター事業）の実施

- (4) ホームレスとして定着してしまうおそれのある人に対する迅速な対応、支援
- (5) ホームレス総合相談事業共同運営団体として府域全域のホームレス支援の実施
- (6) 巡回相談員等に対する研修の実施
- (7) 元ホームレス住民による「はばたきの会」の活動支援
 - ・機関紙作成、交流・サロン活動等の開催

施設福祉部

地域共生社会の実現に向けた動きが加速する中、地域における公益的な取り組みを責務とする社会福祉法人（施設）が、地域福祉の拠点となるよう、「大阪しあわせネットワーク」および「地域貢献委員会（施設連絡会）」の連携により、社会福祉法人（施設）の持つ機能や人材、ノウハウを活かした支援内容を充実させ、地域での重層的な相談支援体制の構築を図っていく。昨年度に続き、災害時や感染症対応において、行政及び地域の関係者と連携したセーフティネットの仕組みづくりや、施設種別を超えた相互支援体制の構築等を一層推進する。

一方、厳しい福祉人材不足において、働き方改革や報酬改定等制度改革の実践が、人材確保と養成につながっていくような支援や、法人・施設の運営状況、地域ニーズや課題を詳細に把握・分析し、エビデンスに基づいた政策提言や実践に取り組んでいく。

加えて、情報発信の強化、ICT化の推進に取り組む。

〈経営支援グループ〉

I 社会福祉法人施設等の機能強化と運営支援

[目標]

- ◎地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進
- ◎効果的な広報活動の促進

1. 社会福祉法人施設の役割強化と支援

(1) 経営基盤の強化

- ①経営指導・相談事業の継続・強化、経営相談室の充実
- ②会計専門家による自主点検事業の実施
- ③コンサルタント参加による理事・監事・施設長のための経営改善支援事業の推進
- ④適格な法人経営情報の開示促進

(2) 施設整備補助金ならびに貸付資金、資産評価事業の実施

- ①民間社会福祉事業健全運営資金貸付事業
- ②資産評価事業の実施

II 地域での公益的な活動および地域貢献委員会（施設連絡会）活動の推進

[目標]

- ◎大阪しあわせネットワークへの参加促進、広報・啓発
- ◎地域貢献委員会の設置および活動促進

1. 社会福祉法人の地域貢献委員会（施設連絡会）事業の促進

- (1)すべての施設種別の参画による大阪しあわせネットワークの推進、発信強化、ICT推進
- (2)大阪しあわせネットワークの充実および市町村地域貢献委員会（施設連絡会）設置促進・活動の充実化

Ⅲ 社会福祉法人における人権活動の推進

[目標]

◎多様性を認め合い、虐待や差別を起こさせない法人・施設をめざした人材養成の推進

1. 人権を尊重した法人（施設）運営の啓発

- (1) 全施設を対象とした研修会の実施、参加促進
- (2) 各種別における研修会の実施、参加促進
- (3) 啓発活動への参加・協力

Ⅳ 災害・感染症等に対する支援体制の整備

[目標]

◎社会福祉施設間における支援体制の構築

◎行政および社協や地域と連携した防災、感染症対策の推進

1. 福祉施設における防災、災害救援活動、感染症対策の強化

- (1) 具体的な被災時の支援体制の検討および大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWA Tチーム）のための人材養成・確保
- (2) 災害支援体制ネットワーク構築への協力
- (3) 新型コロナウイルスにかかる応援職員派遣スキームへの協力
- (4) 府内社会福祉施設における BCP（事業継続計画）や受援計画の策定の推進

〈施設部会グループ〉

I 社会福祉法人施設等の機能強化と運営支援

[目標]

◎社会福祉法人を取り巻く情勢に対応した情報収集・現状分析に取り組み必要な対策を講じる

◎各種別間における情報共有および連携強化とICT化の推進

1. 各種施設部会の運営支援、各種別部会相互の連携強化

- (1) 施設正副部会長会議の開催
- (2) 経営者部会
- (3) 老人施設部会
- (4) 保育部会（大阪府保育士会含む）
- (5) 児童施設部会（大阪施設保母の会含む）
- (6) 母子施設部会
- (7) 成人施設部会
- (8) セルブ部会（大阪授産事業振興センターの運営を含む）
- (9) 医療部会
- (10) 従事者部会

(11) 各種事務局の支援

- ・近畿老人福祉施設協議会
- ・近畿児童養護施設協議会
- ・大阪青年経営者会
- ・大阪福祉施設士会
- ・近畿社会就労センター協議会
- ・近畿社会福祉法人経営者協議会

〈社会貢献推進室〉

I. 「大阪しあわせネットワーク」の推進

〔目標〕

◎地域共生社会に向けた重層的支援体制の構築をめざして、都道府県域における社会福祉法人(福祉施設)の公益的な取り組み((仮)包括的自立支援事業)と市区町村域における「地域貢献委員会(施設連絡会)」との連携・協働による「大阪しあわせネットワーク」(総合相談事業・地域貢献事業)の推進

◎新型コロナウイルスの影響に伴い、増大が見込まれる失業や生活困窮など、制度の狭間にある今日的・複合的課題に対応すべく、関係機関や民生委員・児童委員、地区福祉委員会等との一層の連携促進

◎社会福祉法人の参画拡大および地域貢献実践の見える化のための情報発信と ICT の推進

1. 「大阪しあわせネットワーク」の運営支援 ※施設種別部会との連携

(1)各種委員会の開催、運営支援

- ①「社会貢献基金運営委員会」の開催
- ②「経営者部会社会貢献事業推進委員会」の運営支援

(2)「社会貢献基金」の管理

(3)「社会貢献支援員」の配置

(4)「大阪しあわせネットワーク支援システム」の管理・運営

(5)社会福祉法人のコミュニティソーシャルワーカー (CSW) や地域貢献支援員 (スマイルサポーター) の活動支援

- ①CSW 養成研修会・相談援助技術研修会等の各種研修会の開催
- ②CSW 連絡会等の開催、運営支援

(6) CSW マイスター等基幹的人材および社会貢献支援員の養成強化

(7)社会福祉法人の地域貢献実践の“見える化”のための情報発信

- ①「大阪しあわせネットワークポータルサイト」の管理・運営
- ②SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) の充実
- ③ICT 化の推進 (相談支援アプリの開発・検討)

(8)社会福祉法人による地域貢献実践の研究と推進

- ①生活困窮者レスキュー事業をはじめとした総合相談事業の支援内容の研究
- ②社会福祉法人による地域貢献実践「認定就労訓練事業 (中間的就労)」「居住支援」「権利擁護事業 (法人後見)」等の研究と推進

③制度の狭間の課題についての集約および分析・提言・発信

(9)市区町村域における「地域貢献委員会（施設連絡会）」の参画と連携促進

①（仮）市区町村域しあわせネットワーク体制構築モデル事業の推進

②ICT 化の推進（大阪しあわせネットワーク支援システムへの参画）

(10)各施設種別部会の取り組みとの連携強化

2. 全国・各都道府県等と連携した社会福祉法人の地域貢献事業の推進

①全国社会福祉法人経営者協議会や近畿ブロック社会福祉法人経営者協議会等と連携および情報共有

②全国・各都道府県等の先駆的実践の情報収集・意見交換

福祉人材支援センター

地域共生社会の実現に向け包括的な支援体制の構築が求められる中、その中核を担う職員の育成とともに、階層ごとの専門性の高い人材の養成および定着支援につながるような、共に学び合う研修環境を提供する。

また、社会的孤立や虐待、ダイバーシティ、ハラスメントなど今日的な人権問題を学ぶことにより、福祉サービスの向上や働きやすい職場・環境づくりをめざしていく。さらに福祉に関わる制度・施策の動向についても研修を通じて情報を発信し、現場の実践に役立つ研修内容の充実を図り、福祉業務に携わる人材のスキルアップにつなげていく。

昨年度策定した「大阪福祉人材支援センター機能の充実・強化に向けた活動計画（2020年度～2022年度）」のもと、若い世代の福祉業界への参入を促す取組みとともに、多様な求人の開拓や無資格・未経験者が定着しやすい環境整備を進めていく。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、求職者が求人事業所と対面でつながったり、情報収集できる機会が少なくなるなか、感染症対策の徹底やWEBの活用など実施方法を工夫するとともに、多様な関係者・団体と連携・協働して福祉人材確保に取り組んでいく。

〈研修グループ〉

I 質の高い福祉人材の養成

〔目標〕

◎受講者数の増と定着支援の強化を図る。

1. 地域福祉を推進する人材養成研修

- (1) 地域共生社会の構築をめざした市町村社会福祉協議会職員等に対する研修
- (2) 地域福祉のコーディネータースキルアップ（CSW等）研修
- (3) 民生委員児童委員・主任児童委員の研修

2. 福祉専門職の養成、福祉専門資格の取得支援研修の実施

- (1) 認知症介護専門研修（実践者・開設者・管理者・小規模多機能）
- (2) 介護職員などによる喀痰吸引等に関する研修
- (3) 保育施設従事者の育成のための研修
- (4) 障がい施設等福祉従事者の育成のための研修
- (5) 児童福祉施設の人材確保と育成のための研修
- (6) 階層別人権研修、ハンセン病問題研修等さまざまな人権研修の実施
- (7) 保健師・看護師、栄養士・調理師に対する研修

3. 社会福祉施設役職員等の経営力ならびに専門性を高める人材養成研修

- (1) 法人・施設の経営やリスクマネジメント等に関する研修
- (2) サービスマナーや援助技術に関する研修
- (3) 施設職員のこころのケアに関する研修
- (4) 施設種別・階層別職員専門研修

- (5) スーパーバイザー等リーダー職員の養成研修

4. 研修情報などの収集・提供

- (1) 研修スキル・教材、社会福祉に関する情報の収集
- (2) 研修の実施方法の検証および安心して受講できる研修環境の提供
- (3) 研修案内等の WEB システムの活用

II 新たな福祉動向に関する研修・啓発

[目標]

◎キャリアパス対応生涯研修及び処遇改善のための研修について受講を促進する。

1. 新たな福祉の動向に対応した研修の企画・実施

- (1) キャリアパス対応生涯研修（4 階層）の充実
- (2) 処遇改善に向けた保育キャリアアップ研修等の充実
- (3) 課題をもつ当事者との交流等を図る人権研修の実施

〈人材確保グループ〉〈人材支援グループ〉

I きめ細やかなマッチングの強化と定着促進

[目標]

◎求職者に対する個別支援を強化するとともに、事業所訪問や事業所向け研修会などにより多様な求人開拓を進め、事業所と求職者とのマッチングの向上を目指す。

◎離職した介護人材の届出事業の届け出者に対する情報提供等、復職を支援する。

1. 福祉人材の求人・求職の支援

- (1) 求人・求職登録、職業紹介、就労相談の実施
- (2) 求人情報等の関係機関への情報提供
- (3) 求人・求職マッチング支援（求職者への個別支援の強化、事業所訪問等の実施）
- (4) 介護の資格届出制度の実施

2. 事業所向け研修会の実施

- (1) インターンシップ・職場体験受入実践力向上、未経験者や多様な働き方に対応する受入・求人づくりなどをテーマにした研修の実施

3. 広報・啓発、関係機関との連携強化

- (1) 福祉人材支援センター利用促進のための広報・啓発
- (2) キャリアセンター等との関係づくりと学生への情報提供・発信強化
- (3) 府教育庁、介護福祉士養成校、社会福祉士養成校、保育士養成校、専修学校、ハローワーク、就職支援機関、職能団体等関係機関との連携・協働の強化
- (4) 大阪府福祉人材センター運営委員会の開催

Ⅱ 福祉人材のすそ野拡大に向けた多様なアプローチ

[目標]

- ◎学生を対象とする福祉の就職フェア、無資格・未経験者など対象を設定した介護のしごと相談会・面接会を実施しマッチングにつなげる。
- ◎求職者が希望に合ったインターンシップ・職場体験先を選択しやすくするシステム開発を行い、多様な人材の参入促進につなげる。
- ◎多様な団体と連携したガイダンスやセミナー、相談コーナー等を実施し福祉人材のすそ野拡大や参入促進を図る。
- ◎介護福祉士や保育士等への修学資金、就職準備金等を活用し人材確保を図る。

1. 合同求人説明会等の実施

- (1) 福祉の就職フェア(春フェア)の実施
- (2) 介護のしごと相談会・面接会の実施

2. 介護人材確保・職場定着支援事業の実施

- (1) 参入促進・魅力発信
 - ① インターンシップ・職場体験受入事業所の検索・体験申込システムの開発
 - ② プログラムの質の向上をめざした受入事業所向け研修会の実施【再掲】
 - ③ 職場体験ツアー等の実施
- (2) マッチング力の向上
 - ① OSAKA しごとフィールドとの連携によるセミナー等の実施
 - ② ハローワークでの相談コーナーやセミナーなどの実施
 - ③ 市町村、福祉関係団体主催の就職イベントへの参画
 - ④ 一般大学等での就職ガイダンスの実施
 - ⑤ 民間企業主催の就職イベントへの参画
 - ⑥ 初任者研修養成施設等への就職ガイダンスの実施

3. 介護福祉士、保育士等修学資金等貸付の実施

- (1) 介護福祉士修学資金等貸付制度の実施
- (2) 保育士修学資金貸付等制度の実施
- (3) 債権管理の推進

4. 大阪府保育所・保育士支援センター事業の実施

- (1) 保育士・保育所支援センターの運営
- (2) 職場体験事業の実施
- (3) 潜在保育士等を対象とした復職支援セミナーの実施
- (4) 就職ガイダンス及び現役保育士との交流会の実施

5. 振興基金を活用した事業の実施

- (1) 児童分野現場体験事業の実施
- (2) 夢体験事業の実施

Ⅲ 福祉の魅力発信と将来的な福祉人材の確保

[目標]

◎インターンシップモデル事業や出前講座・ガイダンスなど、体験や学びの場を提供し、福祉・介護分野のプラスイメージの発信と正確な情報提供を行い、福祉に関心を持つ層を育てる。

1. インターンシップモデル事業の実施

- (1) 複数法人・事業所等と連携したインターンシップのモデルプログラム開発

2. 出前講座等による発信（教育関係機関との連携）

- (1) 高校生を対象とした出前授業・ガイダンスの実施
- (2) 「ふくしおおさか特別号」（府社協機関紙/府内全高等学校に配布）での発信

運営適正化委員会

福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)の適正な運営の確保と、福祉サービスに関する利用者等からの苦情相談に適切に対応し、福祉サービス利用者の権利擁護に努めるとともに、事業者における苦情解決機能の拡充を図り、福祉サービスの質の向上に繋げる。

I 福祉サービスにおける利用援助事業および苦情解決事業の推進

[目標]

- ◎ 日常生活自立支援事業の適正な運営確保
- ◎ 福祉サービス利用者の権利擁護および事業所における苦情相談体制の整備の促進

1. 日常生活自立支援事業の適正な運営確保

- (1) 委員会の開催
- (2) 実施社協への事業調査
- (3) 事業の円滑な推進を図るために、権利擁護推進室との連携の充実

2. 福祉サービスに関する苦情相談への対応

(1) 福祉サービス苦情解決小委員会の開催および個別の苦情相談対応

- ① 委員会の開催、正副委員長会議の開催
- ② 日常的な苦情相談対応および事業者調査、あつせん

(2) 事業者における苦情解決機能の拡充・支援

- ① 苦情解決第三者委員の設置促進および機能拡充のための支援
- ② 福祉サービス事業者への巡回訪問調査
- ③ 第三者委員および苦情解決責任者、苦情受付担当者研修会の開催
- ④ 事業所での苦情解決研修の企画・講師派遣
- ⑤ 苦情解決に関する状況調査の実施

(3) 広報啓発活動の強化

- ① 大阪府との連携による集団指導を活用した、ポスター、パンフレット等の配布
- ② ホームページによる情報提供

(4) 各関係機関との連携強化・専門性の向上

- ① 国保連合会をはじめ各相談機関、関係機関との連携強化
- ② 全社協主催の運営適正化委員会事業研究協議会・全国相談員研修、近畿ブロック担当者会議、その他各種研修への参加